

佐賀県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月十六日から平成二十二年十二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 三瀬神埼線	神崎市神埼町の字駄道一八 ○七番一地先から 神崎市神埼町の字五本黒木 五八〇番四地先まで	神崎市神埼町の字駄道一八 ○七番一地先から 神崎市神埼町の字五本黒木 五八〇番四地先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	一三・三 六・〇	三〇・一 六・四
	一、八五五・五	一、八五七・一